

【事業主の皆様へのお知らせです】

事業主の皆様へ 労働保険の成立手続きは お済みですか？

労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

(※常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず対象です)

詳しくは厚生労働省の広報をご確認
頂き、手続きを行っていない方は
速やかに労働基準監督署や公共職業
安定所へご相談ください。

※11月は厚生労働省の位置付ける「労働保険」への加入促進月間の為、加入促進の広報を板橋区内に幅広く行っております。

R5年11月配布分・発行者：(公社)板橋青色申告会
板橋区本町 38-5

前年1,072円から引き上げ！令和5年10月1日より東京都最低賃金（地域別最低賃金）は1,113円となりました。

厚生労働省では、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るため、「業務改善助成金」制度を設けています。

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他、中小企業・小規模事業者の支援事業として、「業務改善助成金」をはじめ、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対してワン・ストップで無料相談に応じる「東京働き方改革推進支援センター」（電話 0120 - 232 - 865）を設けています。

本紙に関する詳細は、令和5年9月1日東京労働局より発表のプレスリリース・厚生労働省のホームページをご確認下さい。